

幡多地域イメージキャラクターの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「幡多地域イメージキャラクター」（以下「キャラクター等」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクター等に関する権利)

第2条 キャラクター等に関する一切の権利は、（一社）幡多広域観光協議会（以下「協議会」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者は、あらかじめ協議会の承諾を受けなければならない。

2 前項の承諾を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、協議会に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクター等の利用状況がわかる完成見本等
- (3) その他協議会が必要と認める書類

(使用の承諾)

第4条 協議会は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が幡多地域の広報PRに寄与すると認めるときは、使用の承諾（以下「使用承諾」という。）をすることができる。この場合において、協議会は必要があると認める場合には、キャラクター等の使用方法その他について、条件を付することができる。

2 協議会は、使用許諾を行ったときは、使用承諾書（別記様式第3号）を申請者へ通知する。

(使用許諾の制限)

第5条 キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、協議会は承諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 「協議会」の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合

- (6) キャラクター等の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (9) キャラクター等の著しい変形その他キャラクター等の使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他協議会が別に定める要件に該当しない場合

2 協議会は使用承諾を行わない場合は、使用不承諾通知（別記様式5号）により理由を付して申請者へ通知する。

（利用料）

第6条 キャラクター等の使用料については、当分の間、無料とする。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 第4条の規定による使用承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された使用内容のみに使用をすること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 承諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

（承諾内容の変更等）

第9条 使用者が使用承諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申書（別記様式第2号）を協議会に提出し、協議会の承諾を受けなければならない。

2 協議会は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを承諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

（承諾の取消し等）

第10条 協議会は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用承諾（前条の追加又は変更

の承諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、承諾取消の日以降キャラクター等を使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
 - (2) 使用者が第4条の使用承諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他キャラクター等の使用継続が不相当であると認められた場合
- 2 協議会は、前項の規定による使用承諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 協議会は、使用者にキャラクター等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による利用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について協議会の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 協議会は、この規程による使用承諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

- 第13条 協議会は、キャラクター等の使用を承諾したことに起因する損失補償等について、一切の任を負わない。
- 2 使用者は、キャラクター等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
 - 3 使用者は、キャラクター等の使用に際して故意又は過失により協議会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を協議会に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 協議会は、キャラクター等の使用承諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクター等の使用承諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、協議会が行う。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から適用する。